

日数ニ充タサル者ハ月割昇給セシメタリ

(三) 十月十日前ヨリ特症患者ニ対シテハ更改給與実施前ノ年限並旧給料ニテ特症手当ヲ支給セラレタイ

答、該当者少数ナル為メ個々ノ具体的事實ニ依ツテ決定スル

(四) 罷業打切ノ際兩日勤務ノ車庫補助手ニシテ非番該当者カ出勤シタル処非番ノ故ヲ以テ決定セシメ其後欠勤取扱レテ居ルヲ普通出勤扱トセラレ度イ

答、当該課長ニ交渉セラレ度イ
(註、電車課長ハ考慮スル)

(五) 第二スト当日三日車庫詰技工三名ハ職場ニ来ラス(本部指令職場占據)トノ理由ニテ欠勤扱ニサレテ居ル故ノ普通出勤扱ニ取扱セラレ度イ

答、獎勵課長ヨリ通達シテアル通りナル為メ出張所々長ニ

交渉セラレ度イ

(六) 検針手ノ出勤停止解除セラレ轉勤者中ノ四名ハ給仕雑役等ニ使用セラレテ居ルカ普通勤務トセラレ度イ

答、労働課ハ出勤停止^{弊害}開レテ交渉シタルカ勤務ノ問題ニ就テ交渉スル事ハ事務干渉トナル為メ当該課長ニ交渉セラレタイ

(七) 争議ノ為メ褒賞休暇券使用ノ期間切レタルモノニ対シ再有効ト認メラレ度イ

(八) 復職者ノ休暇券ノ期間切レタルモノニ対シモ再有効ト認メラレ度イ

答、(七) 〇項ハ追而回答スル

(九) 共済組合貸付金並日用品代差引ノ件

答、更改給与モノハ八、九、二ヶ月分ヲ退職手当給付ノ際

差引ク